

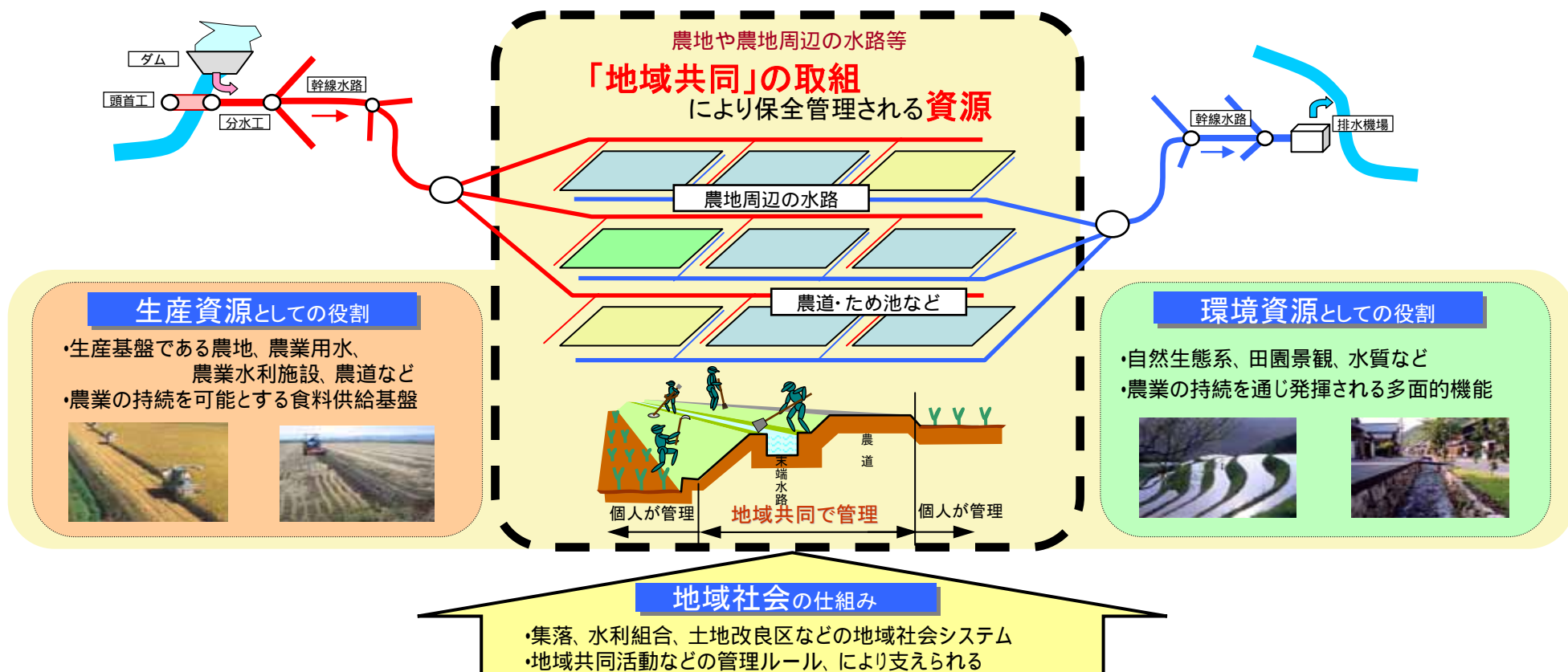
農地・水・環境保全向上対策の概要

平成19年2月
農林水産省

1. 施策の背景と枠組み

(1) 基本的な考え方

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。



■ 寄合い



■ 江ざらい（水路）



■ 道普請



■ 草刈り



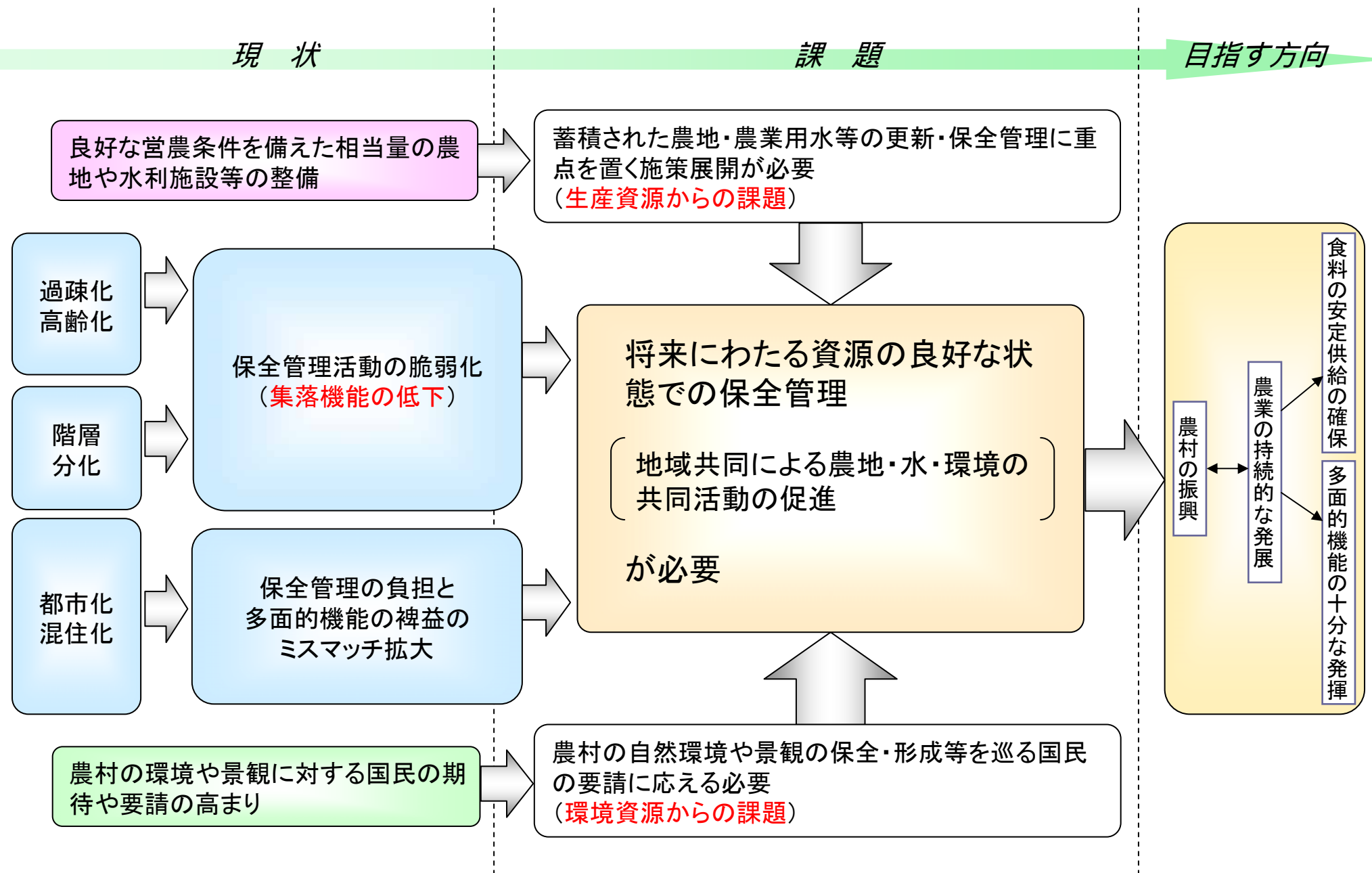
■ 点検



■ 補修



(2) 現状と課題



(3) 食料・農業・農村基本計画から施策実施に至る経緯

年 月	項 目
11年7月	食料・農業・農村基本法制定
12年3月	食料・農業・農村基本計画（閣議決定）
15年8月	基本計画の見直しにつき農水大臣から指示 主要3課題として 担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行 担い手・農地制度の改革 地域資源・環境保全政策の確立 について、本格的な検討に取り組むよう指示
17年3月25日	新たな「食料・農業・農村基本計画」閣議決定
4月 1日	資源保全実態調査事業（全国約400地区で実施）
10月27日	「経営所得安定対策等大綱」（省議決定） 品目横断的経営安定対策 米政策改革推進対策 農地・水・環境保全向上対策
	} の骨格
18年4月 1日	モデル支援事業の実施（全国約600地区で実施）
18年6月14日	農政改革3法の成立
7月21日	「経営所得安定対策等実施要綱」（省議決定） 品目横断的経営安定対策 米政策改革推進対策 農地・水・環境保全向上対策 その他・・・
	} の具体的内容
平成19年産から	経営所得安定対策等の実施
19年4月から	農地・水・環境保全向上対策の本格実施

(参考)

品目横断的経営安定対策等の導入について

米の生産調整支援策の見直し (米政策改革推進対策)

(19年産～)

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、米の収入変動の緩和対策を始め、従来から講じている米政策の支援策を見直し

○ 米の生産調整を円滑に実施するための対策

施策の対象者…生産調整実施者

【内容】

- ・担い手経営安定対策（米の収入変動の緩和対策の担い手部分）は品目横断的経営安定対策へ移行
- ・産地づくり対策について所要の見直し（担い手以外の者に対する米の米価下落対策等を行えるよう措置）
- ・集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

〔表裏一体〕

品目横断的経営安定対策

(19年産～)

担い手を対象に、経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための補てんと収入減少の影響を緩和するための補てんを実施

○ 担い手に施策を集中化・重点化し、構造改革を加速化するための対策

施策の対象者…担い手（認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模）

【内容】

- ・諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正
（対象品目：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）
- ・収入減少による影響を緩和
（対象品目：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）

〔車の両輪〕

農地・水・環境保全向上対策

(19年度～)

品目横断的経営安定対策の導入に併せ、地域の共同活動により、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る新たな対策を導入

○ 農村地域を面として活性化するための対策

施策の対象者…担い手以外も含めた多様な主体が参画する地域共同体

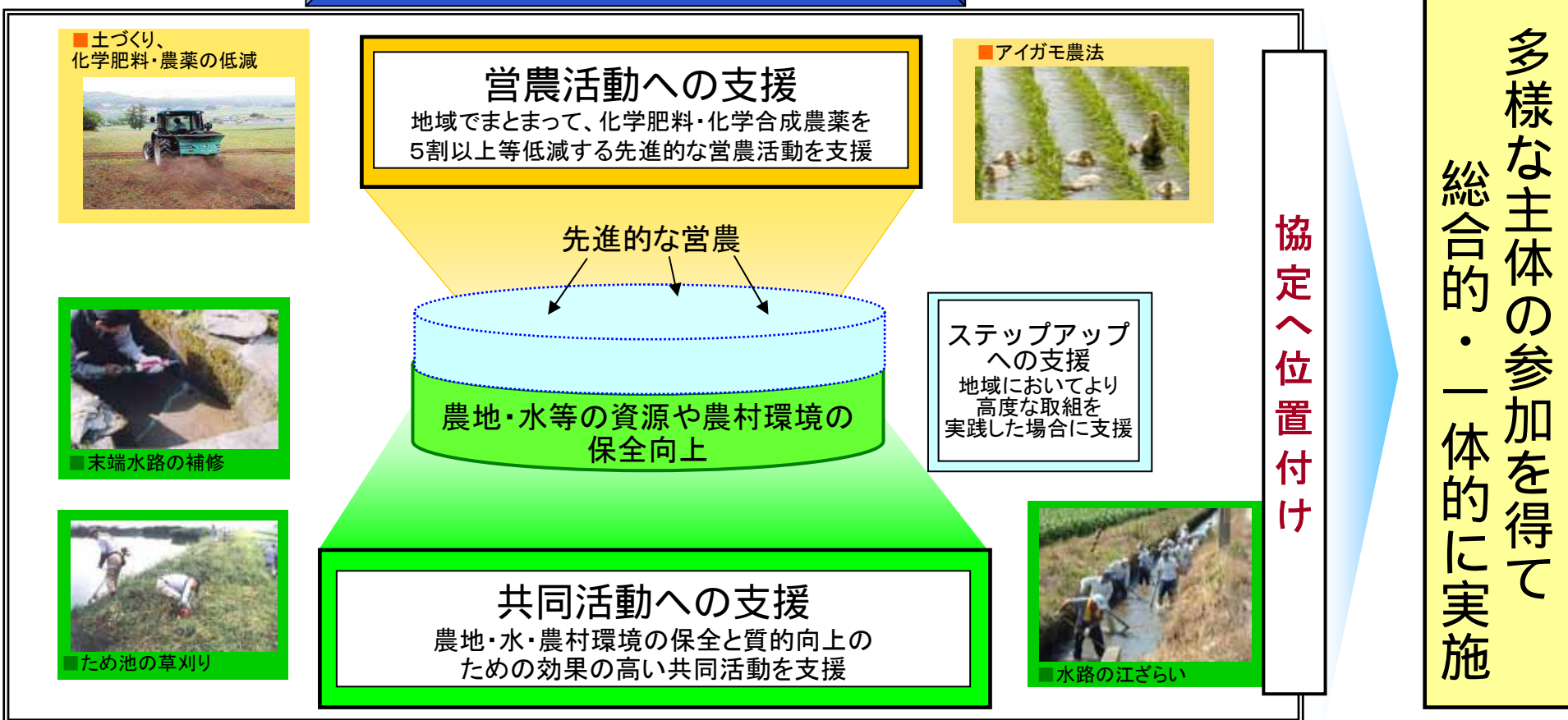
【内容】

- ・地域の共同活動として、農地・農業用水等の資源を保全する取組と面的拡がりを持った環境の保全向上に資する営農活動を支援

(4) 農地・水・環境保全向上対策の枠組み

- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - ①農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動
 - ②農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
 - ③これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組
 をともに協定に位置付け、多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援。
- 本対策の実施期間は、平成19年度から23年度までの5ヶ年間。

農地・水・環境保全向上対策



2. 共同活動支援

(1) 施策の仕組みのあらまし

1

- ・対象地域の設定
- ・活動組織づくり

- 集落などを単位とする**活動組織**を**設立**。
- 活動組織は、農業者を中心に地域住民をはじめとする**多様な主体が参画**。
- 運営方法など合意形成し、規約を作成。

2

- ・活動計画づくりと効果の高い取組の実践

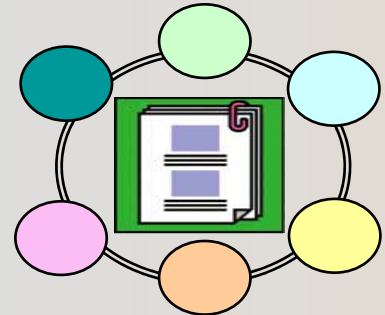
- 活動組織が話し合い、**活動計画を作成**。
- 活動計画は、効果の高い取組のガイドラインとなる**活動指針**に照らして作成。
(活動指針は、国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の活動項目を追加したもの)
- 活動計画に基づいて、**効果の高い取組**(現状の維持にとどまらず改善や質的向上を図るもの)**を実践**。

3

- ・地域共同活動に対する支援

- 効果の高い取組を行う**活動組織**を**支援**。
- 国の**支援水準**は、農地・水を保全する**基準的な共同活動量を基に算定**。
[17年度調査を基礎に算定]
- 活動組織内の**農地面積に応じて交付**。

活動組織づくり・合意形成



活動指針に照らした活動計画づくり



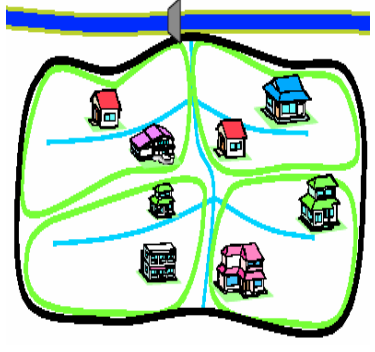
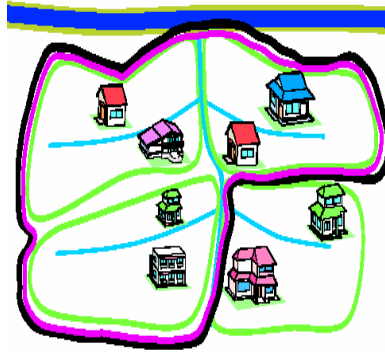
効果の高い取組の実践に対する支援



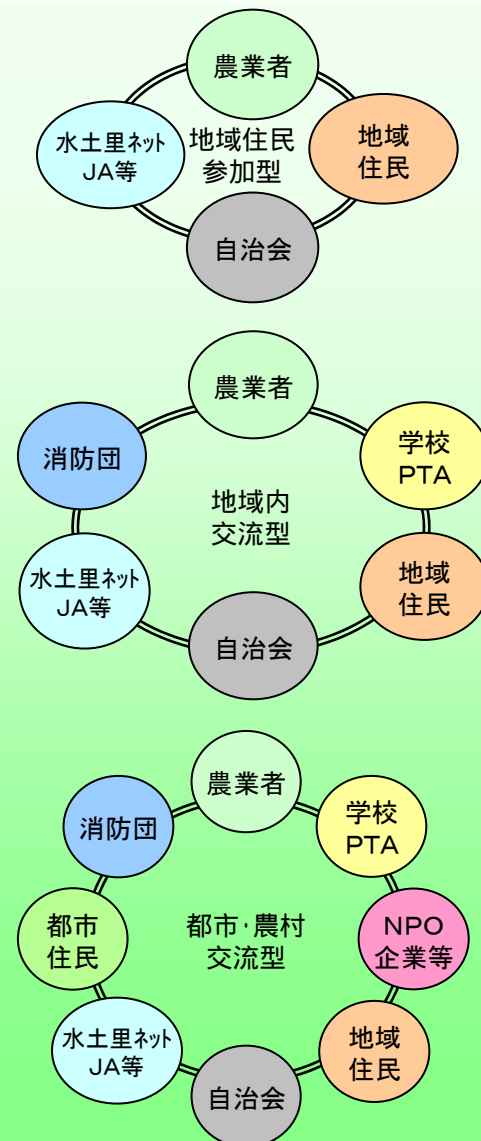
(2) 対象地域の設定と対象活動組織

- 対象地域は、地域共同活動が効果的に実施できるよう、集落や水系単位など地域の実情に応じ適切に設定。
- 「対象活動組織」の構成員は、農業者を中心として、地域の諸条件に応じ、さまざまに組合せ。

○対象地域設定単位の代表例

集落単位	水系単位	事業単位
		
集落ぐるみで保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

地域の実情に応じ
多様な主体が参画する対象活動組織のイメージ



(3)活動計画づくり

- 活動組織は、実施する共同活動の計画(「活動計画」)を策定。
- 活動計画の内容は、「地域活動指針」に示された活動項目から選定する。
- 国は、標準的な「活動指針」を示し、地域協議会は、これを基礎として、地域の特性を踏まえた「地域活動指針」を策定。
- 地域活動指針は、共同活動を体系的に整理したもので、
 - ア. 資源の適切な保全管理のため、活動組織が必ず取り組むべき基礎的活動を整理した「基礎部分」と、
 - イ. 資源の質的な向上を図る観点から、地域の実情に応じて選択的に取り組む活動を整理した「誘導部分」により構成され、
 - ウ. 「誘導部分」は、「資源の長寿命化等につながる活動」と「農村環境の保全向上に関する活動」に区分
- 且つ計画は、地域協議会が定める地域活動要件(国の活動要件を基本に、これを下回らない範囲で設定)を満たすことが必要。

活 動 計 画					活動の要件	
		点検・準備	計画・啓発	実践活動	国の示す活動要件	地域活動要件
誘導部分	農村環境向上活動 (生態系保全、景観形成など農村環境の保全向上に関する活動)	地域住民やNPO等を交えた話し合い 	地域全体への啓発・普及 	生き物調査の実施  水路沿いに花の植付 	①テーマを1つ以上設定した上で、「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」をセットで実施 ②全体で4項目以上実施※	・国の要件を基本に、これを下回らない範囲で設定
	農地・水向上活動 (資源の長寿命化等につながる活動)	施設の寿命を縮める劣化がないか点検 	きめ細かな補修、保全の役割分担 	破損部分をこまめに補修  ゲートの保守管理の徹底 		
基礎部分	資源の適切な維持保全 (維持保全のために必要な基礎的な活動)	施設の機能に支障が生じていないか点検 	実践活動の年間計画を策定 	水路の江ざらい、草刈り  農道への砂利の補充 	・全ての活動項目を実施	・国の示す要件に同じ

※新たな活動を1項目以上含むこと

○地域協議会は、国の示す活動指針を基に地域の特性を踏まえた「地域活動指針」を策定

区分	活動区分	具体の活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
基礎部分	点検活動	□遊休農地等の発生状況の把握	□施設の点検	□施設の点検	□施設の点検	□施設の点検
	計画策定	□共同作業計画の策定				
	実践活動	□畦畔・農用地法面等の草刈り □遊休農地発生防止のための保 全管理	□配水操作 □水路の草刈り □水路の泥上げ	□配水操作 □ポンプ場、調整施設等の草 刈り □ポンプ吸水槽等の泥上げ □かんがい期前の注油	□定期的な見回り □配水操作 □ため池の草刈り □ため池の泥上げ □管理道路の管理 □かんがい期前の施設の清掃・除 塵	□砂利の補充 □路肩・法面の草刈り □側溝の泥上げ

区分	活動区分	具体の活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
誘導部分	機能診断	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理
	計画策定	□年度活動計画の策定				
	実践活動	□農用地法面の初期補修 □鳥獣害防護柵の適正管理 □暗きょ施設の清掃 ・ ・ ・ ・ 他	□水路側壁のはらみ修正 □目地詰め □異常気象等後の見回り □ゲート類等の保守管理の徹 底 ・ ・ 他	□パイプ内の清掃 □給水栓に対する凍結防止対 策 □空気弁等への腐食防止剤の 塗布等 ・ ・ 他	□遮水シートの補修 □コンクリート構造物の目地詰め □水抜きによる点検・補修 □異常気象等後の見回り □異常気象等後の応急処置 ・ ・ 他	□側溝の目地詰め □路肩・法面の初期補修 □ぎめ細やかな雑草対策 ・ ・ 他

区分	活動区分	具体の活動項目				
		生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留機能増進 ・地下水かん養	資源循環
誘導部分	計画策定	□生態系保全計画の策定	□水質保全計画の策定	□景観形成・生活環境保全計 画の策定	□水田貯留機能増進・地下水か ん養に係る地域計画の策定	□資源循環に係る地域計画 の策定
	啓発普及	□広報活動 □啓発活動 □地域住民等との交流活動 □地域内の規制等の取り決め □学校教育等との連携 □行政機関等との連携				
	実践活動	□生態系に配慮した施設の適正 管理 □水田を活用した生息環境の提 供 □生物の生息状況の把握 ・ ・ 他	□循環かんがいの実施 □水質保全を考慮した施設の 適正管理 □水質モニタリングの実施・ 記録管理 ・ ・ 他	□農業用水の地域用水として の利用・管理 □景観形成のための施設への 植栽等 □伝統的施設や農法の保全・ 実施 ・ 他	□水田の貯水機能向上活動 □地域排水機能向上のための施 設操作 □水田の地下水かん養機能向上 活動 ・ ・ 他	□間伐材等を利用した防護 柵等の適正管理 □農業用水の反復利用 □有機性資源の堆肥化 ・ ・ 他

(4) 共同活動に対する支援の内容

- 活動組織内の交付金算定対象農用地面積（農振農用地）に応じて助成金を交付。
- 支援水準は、農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。
- 地方公共団体において、国の交付金と一体化した交付金の交付が行えるよう、所要の地方財政措置が講じられることとされた。
- 交付金の使途は、原則として、実施する共同活動に要する経費に限定。
- なお、一定の活動水準を確保しつつ、支援総額を変えず、より広い面積で活動することが可能となる特認を用意。

支援水準

	10a当たり単価 （国の支援分）	10a当たり単価 （国と地方の合計）
水田（都府県）	2,200円/10a	4,400円/10a
水田（北海道）	1,700円/10a	3,400円/10a
畑（都府県）	1,400円/10a	2,800円/10a
畑（北海道）	600円/10a	1,200円/10a
草地（都府県）	200円/10a	400円/10a
草地（北海道）	100円/10a	200円/10a

地方負担は国と同額を期待（地方単独事業）

(5) ステップアップ支援

○将来にわたる、より効果的な資源保全活動の定着を図るため、農地・水・環境の保全向上活動の質の向上や活動組織の体制強化につながる取組を誘導するための支援。

○具体的には、一定の要件に合致する、

①活動組織の構成員による自主施工を通じた、保全活動に関する手法習得の取組や保全向上活動の効率化につながる取組

②活動組織の体制をより確固にするための取組

を実施する場合に、促進費を交付。(取組の水準に応じて20万円/地区、40万円/地区を交付(国と地方の合計))

■ モデル支援地区での取組事例

項 目	内 容
高度な農地・水向上活動	○自主施工による施設の部分的な補修 ・破損した水路の布設替え ・農地の石垣法面の補修 ○資源の保全管理の効率化に資する保全管理対策 ・雑草繁茂抑制のためのカバープランツの植栽
質の高い農村環境向上活動	○自主施工により行う農村環境保全向上 ・水田ビオトープの設置 ・水田魚道の設置 ・排水への土砂流入防止のグリーンベルト設置
安定的な共同活動の枠組みの構築	○活動組織のNPO法人化



自主施工による水路の布設替え
(岩手県小山市地区)



カバープランツの植栽
(秋田県六日町地区)



ビオトープの設置
(広島県上谷地区)



グリーンベルトの設置
(沖縄県松田地区)



ワークショップ
(山形県家根合地区)

促進費の交付による
ステップアップ支援

より効果的な資源保全活動
の定着

活動組織の体
制強化

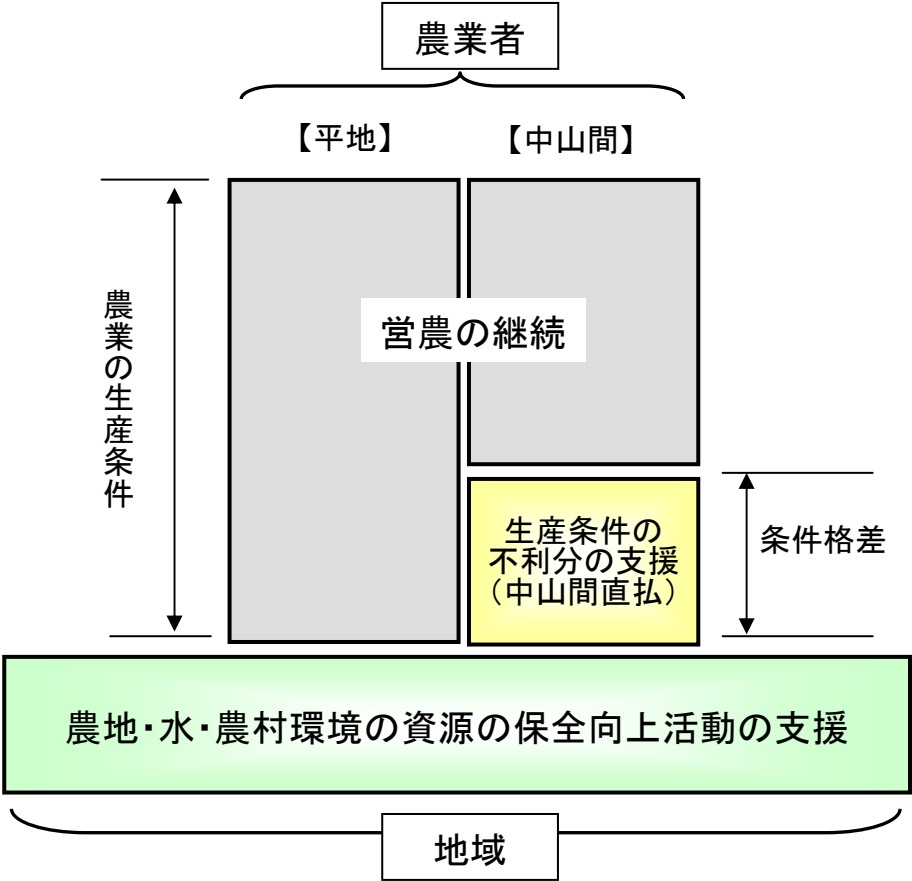
(6) 中山間地域等直接支払との関係

- 本対策と中山間地域等直接支払制度は、その目的、支援の考え方等が異なることから、両施策は並立するもの。
- 両施策で要件として実施する活動が重複する場合は、農地・水・環境保全向上対策に追加要件を設定し、本対策の支援交付金を支給。

両事業のねらいの対比

	資源保全施策	中山間地域等直接支払制度
制度の目的・趣旨	脆弱化しつつある地域共同活動を再構築し、資源を適切に保全するとともに、農村環境を保全するなどの地域活動を支援。	平地との生産費格差を是正することにより、農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の発揮を図る。
対象	地域共同の活動組織	個別農家
支援の基本的考え方	資源の適切な保全管理のための地域共同の活動量を基礎。	平地との生産費格差の8割以内を補填。

両事業の概念図



3. 営農活動支援

- 対象地域は、「共同活動への支援」の実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域
- 地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組に対して、取組面積に応じて活動組織に交付金を交付（先進的営農支援）
- 加えて、地域全体の農業者が行う環境負荷低減に向けた取組に対する一定の活動経費を活動組織に交付（営農基礎活動支援）

支援の内容

【支援対象とする取組】

①と②を一体的に実施することが必要

- ① 相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組



- ☒ 化学肥料と化学合成農薬の使用を原則5割以上減らすこと
- ☒ エコファーマーの認定を受けること
- ☒ 地域で一定のまとまりをもった取組であること



まとまり要件（取組実態に応じて次のどちらかを選択）

- 各作物ごとにみて…集落等の生産者のおおむね5割以上
- 作物全体でみて…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

- ② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組



（例）たい肥の散布

【支援の仕組み】

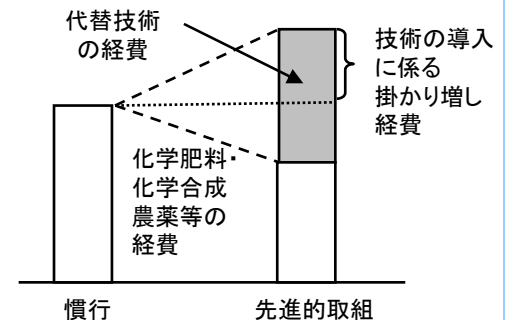
①先進的営農支援（技術の導入に対する支援）

$$\text{支援単価 (〇〇円/10a)} \times \text{取組面積} = \text{交付額 (取組農家への配分可)}$$

10a当たり支援単価

作物区分	10a当たり単価 国の支援分	10a当たり単価 国と地方の合計
水稻	3,000円	6,000円
麦・豆類	1,500円	3,000円
いも・根菜類	3,000円	6,000円
葉茎菜類	5,000円	10,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円	18,000円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円	40,000円
果樹・茶	6,000円	12,000円
花き	5,000円	10,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円	3,000円

○ 支援単価は技術の導入に係る掛かり増し経費に着目して設定



②営農基礎活動支援（地域全体で環境負荷低減に向けた取組を進めるための活動に対する支援）

集落等を単位とする支援
1地区当たりの支援額（国と地方の合計）
：20万円（国の支援分10万円）

例：技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等



4. 施策導入までのみちゆき

平成17年

新たな基本計画の策定

- ・農地・農業用水等の資源保全を図る地域共同の取組を促進する施策
- ・農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組を支援する施策

導入に向けた検討に着手。

資源保全実態調査事業
資源保全手法検討調査

- 実態調査
（全国約400地区）
- 地域の保全計画策定
- 資源保全手法の検討



新たな農業生産環境施策
確立調査等

- 環境負荷の低減効果の評価手法の検討
- 5割低減の技術体系や経営の調査

平成18年度

農地・水・農村環境保全向上
活動支援実験事業
10.6億円

- モデル的な支援を通じた施策の実効性の検証
（全国約600地区での実施）

農地・水・農村環境保全向上
手法確立調査
1.5億円

- モデル支援と連携した施策手法の確立
- 施策推進のサポート体制検討

新たな農業生産環境施策確立調査
0.4億円

- モデル地区の交付手続きのシュミレーション等による検証

平成19年度から

農地・水・環境の保全向上を図る
施策の構築

303億円

- うち共同活動支援 256億円
- うち営農活動支援 30億円
- うち推進交付金 17億円

（平成19年度予算概算決定）

農地・農業用水等の資源や農村環境
の適切な保全管理と質的な向上



区 分	平成18年度				平成19年度							備考
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～3	
全体スケジュール	▲ 概算 決定				▲ 実施 要綱 決定							
国					地域協議会 設立申請	交付金 申請					実施状況 報告	
地域協議会		地域協議会の設立準備			地域活動 指針等 の策定	採択 申請	交付金申 請	推進事務等の実施				実施状 況報告
活動組織		活動組織の設立準備			計画の 策定	協定の 締結						
					保全向上活動の実施						実施状 況報告	
都道府県 市町村	推進・検証事業の実施										履行確認 (市町村)	
		地域協議会・活動組織の設 立準備支援・指導			推進事務等の実施							